配当公告

愛知県豊橋市東小田原町二四番地
破産者　金子　太治

右の者に対する名古屋地方裁判所豊橋支部平成二十一年（フ）第一三二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金六三、六一九、〇五〇円

一、配当することのできる金額
金一一、六七九、五八五円

平成二十二年一月十八日
愛知県豊橋市駅前大通一丁目二七番一カーニープレイス豊橋六階
破産管財人　牧野　洋逸

配当公告

愛知県尾張旭市北原山町鳴淋一七五一番地の六
破産者　安藤窯業原料株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十一年（フ）第五九一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金九二、四一〇、一六九円

一、配当することのできる金額
（内優先債権額　金五六七、〇〇〇円）
金一一、九三七、八七五円

（内優先債権額　金五六七、〇〇〇円）

平成二十二年一月十八日
名古屋市中区丸の内二丁目二番七号丸の内弁護士ビル六〇三号
破産管財人　村松ちづ子

配当公告

大阪府寝屋川市太秦桜が丘三二番二号
破産者　安本　正明

右の者に対する大阪地方裁判所平成十九年（フ）第八一八九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金五、三五六、一七九、一九二円

一、配当することのできる金額
金九七、二一二、〇四八円

平成二十二年一月十八日
大阪市北区西天満四丁目四番一八号梅ヶ枝中央ビル五階
破産管財人弁護士　田仲　美穂

配当公告

大阪市中央区今橋一丁目六番一九号
破産者　近畿建設株式会社

右の者に対する大阪地方裁判所平成十九年（フ）第九一六〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一、〇五一、四七二、九五九円

一、配当することのできる金額
金七〇、二四六、二八九円

平成二十二年一月十八日
大阪市北区西天満四丁目四番一八号梅ヶ枝中央ビル五階
破産管財人弁護士　田仲　美穂

配当公告

大阪府寝屋川市池田東町七番一一号
破産者　近畿観光株式会社

右の者に対する大阪地方裁判所平成二十年（フ）第六二七〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金五四九、二一八、六二〇円

一、配当することのできる金額
金一七、九七〇、九七九円

平成二十二年一月十八日
大阪市北区西天満四丁目四番一八号梅ヶ枝中央ビル五階
破産管財人弁護士　田仲　美穂

配当公告

佐賀県唐津市鏡二八二八番地
破産者　株式会社田村

右の者に対する佐賀地方裁判所唐津支部平成十八年（フ）第二〇六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一五二、二八四、九九九円

一、配当することのできる金額
金二七、二〇五、〇九五円

平成二十二年一月十八日
佐賀県唐津市北城内七番五―三号
破産管財人　松尾　紀男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市花園二丁目四九二番地、最後の住所青森市大字新城字山田六六五番地二二〇
被相続人　亡　平川　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十八日
青森市長島二丁目一二番六号山田揚一法律事務所
相続財産管理人　弁護士　井戸川亮一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市緑区東浦和二丁目六七番地一、最後の住所さいたま市緑区東浦和二丁目六七番地一　五棟三〇三号
被相続人　亡　平山　和男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十八日
さいたま市大宮区吉敷町一丁目六二番地マレーS・Tビル四〇三号はるか法律事務所
相続財産管理人　弁護士　日下部眞史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目八番地二、最後の住所千葉市花見川区花園三丁目六番八号
被相続人　亡　布施　榮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十八日
事務所千葉市中央区本千葉町二番一三号
福井ビル六階　千葉市民協同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤代　浩則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市柏井町一丁目一四五五番地一、最後の住所千葉県市川市柏井町一丁目一四五五番地一グラン・コート船橋法典一〇二号
被相続人　亡　小長谷健司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十八日
事務所千葉県市川市菅野六丁目一八番一〇号笠原郁子法律事務所
相続財産管理人　弁護士　笠原　郁子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二億八千三百五十万円減少し金一千六百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十二年一月十八日
名古屋市中区千代田二丁目一番一三号
株式会社山西興産
代表取締役　西垣　泰代

貸借対照表の要旨

（平成21年3月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	29,070,142
	固定資産	303,624,400
	合計	332,694,542
負債及び純資産の部	流動負債	6,039,190
	株主資本	326,655,352
	資本金	300,000,000
	利益剰余金	26,655,352
	利益準備金	3,500,000
	その他利益剰余金	23,155,352
	（うち当期純損失）	（1,001,290）
	合計	332,694,542

第28期決算公告

平成22年1月18日
名古屋市中区千代田二丁目1番13号
株式会社山西興産
代表取締役　西垣　泰代

貸借対照表の要旨

（平成21年3月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	29,070,142
	固定資産	303,624,400
	合計	332,694,542
負債及び純資産の部	流動負債	6,039,190
	株主資本	326,655,352
	資本金	300,000,000
	利益剰余金	26,655,352
	利益準備金	3,500,000
	その他利益剰余金	23,155,352
	（うち当期純損失）	（1,001,290）
	合計	332,694,542

第37期決算公告

平成22年1月18日
神奈川県横浜市旭区東希望が丘13―7
株式会社レンタルのジタ
代表取締役　治田美智子

貸借対照表の要旨

（平成21年8月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	108,562
	固定資産	12,684
	合計	121,246
負債及び純資産の部	流動負債	10,130
	株主資本	111,116
	資本金	10,000
	利益剰余金	101,116
	その他利益剰余金	101,116
	（うち当期純利益）	（46,225）
	合計	121,246